

南九州市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月2日

南九州市長 塗木弘幸

## 南九州市規則第5号

南九州市職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

南九州市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（平成19年南九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（許可の要件）

第3条 任命権者は、職員が前条の規定による許可の申請書を提出したとき、次に掲げる要件の全てを満たす場合は許可するものとする。

- (1) 職員の占める職と当該営利企業等との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないと認める場合
- (2) 職員が営利企業等に従事することにより、職務の遂行に支障がないと認める場合
- (3) その他営利企業等に従事することにより、法の精神に反しないと認める場合

（委任）

第4条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。